

## 2025年度（令和7年度） 日本学生支援機構 在学採用（学部）に関する手続きについて

### ■ よくある質問

1. スカラネット入力下書き用紙の記載について	P 2	～	P 3	Q 1	～	Q 6
2. 生計維持者について	P 3	～	P 4	Q 7	～	Q 10
3. 家計基準について	P 4	～	P 6	Q 11	～	Q 15
4. 多子世帯における授業料無償化について	P 7	～	P 9	Q 16	～	Q 23
5. その他奨学金に関する留意事項について	P 10			Q 24	～	Q 25
6. スカラネット入力後の奨学金の追加について	P 10			Q 26	～	Q 27

#### 問い合わせ先

606-8501  
京都市左京区吉田本町  
学務部学生課奨学掛  
※2025年4月1日から部名が「教育推進・学生支援部」から「学務部」へ  
変更となります  
TEL: 075-753-2536  
MAIL: [840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

## 1. スカラネット入力下書き用紙の記載について

Q-1 スカラネット入力用下書き用紙（給付・貸与共通）（「以下、入力用下書き用紙」）P1に記載のある受付番号とはなんですか

入力用下書き用紙に必要事項を記載し、学生課奨学掛に関係書類とともに提出後、スカラネットと呼ばれる奨学金申込専用サイトにアクセスし、入力用下書き用紙に記載した内容を入力する必要があります。この入力完了後、データを送信すると受付番号が発行されることになります。

入力前には記載することはできません。

Q-2 入力用下書き用紙P1に記載のあるユーザーID及びパスワードがわかりません。

ユーザーID・パスワードは、入力用下書き用紙に必要事項を記載し、関係書類とともに学生課奨学掛に提出した時に交付されますので、入力用下書き用紙記入時には、記載することはできません。

Q-3 入力用下書き用紙P2に記載のある、「ログイン」申込ID及びパスワードがわかりません。

こちらは、学生課奨学掛よりお渡しする申込セットに同封している、「奨学金確認書兼地方税同意書」内に封入されている「奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書」に記載がありますので、ご確認ください。

Q-4 スカラネット入力用下書き用紙 P3 STEP3②奨学金申込情報にある高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料減免）を希望しますかという設問がありますが、どういうことでしょうか

日本学生支援機構の給付奨学金については、高等教育の修学支援新制度という制度の中で実施されており、その中で支援区分等に応じて授業料免除あるいは給付奨学金の給付がされることになります。このため、給付奨学金に申請し、授業料免除及び給付奨学金の支援を希望する場合には、「希望します」を選択してください。（貸与奨学金のみを希望する場合には、「希望しない」で申請してください。）

Q-5 スカラネット入力下書き用紙 P4「専攻科」「別科」に該当するかどうかの設問があるのですが、どういうことでしょうか



本学は設置しておりませんので、「いいえ」を選択してください。  
※大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。  
大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

Q-6 第二種奨学金に申請する予定ですが、スカラネット入力下書き用紙 P8「何月分から申し込みますか」との問いには、採用予定月を入力するのでしょうか



第二種奨学金については、貸与開始月が4月～9月で選択可能となります。この何月分とは、採用月にかかわらず、何月分の奨学金から貸与を開始したいかを記載してください。採用月が6月予定であっても、4月分から申し込みと記載された場合には、採用月の6月に4月から遡って振込がされます。

## 2. 生計維持者について

Q-7 生計維持者は原則父母とありますが、母は専業主婦をしています、この場合生計維持者は1名となりますか



生計維持者については、同居・別居の有無を問わず、収入の多寡も問いません。父母がいらっしゃる場合には、父母2名が生計維持者となります。

Q-8 生計維持者は原則父母とありますが、父母は離婚しており、母（又は父）と二人暮らしです。この場合の生計維持者はどうなりますか。



原則、離婚していても父母となります。ただし、養育費を離婚し、同居しない父母から貰っていない場合には、生計維持者は同居（あるいは生計を一にしている）している父母となります。  
また、養育費をもらっている場合には、①扶養義務の履行として、支払われる、②子が成人に達するまでなど一定の年齢等に限って支払われる場合には、生計を一にすると判断される場合があります。  
離婚した場合で、かつ養育費等の支払いが一切ない場合には、生計維持者は実際に学費・生活費を負担しているどちらかの父母を生計維持者としてください。

Q-9 学生本人が、自身のアルバイトで生計を立てており、父母からの経済支援を受けていません。この場合、生計維持者は誰になりますか



父母がいる場合には、本人がアルバイト等で学費・生活費を捻出している場合でも、父母が生計維持者となります。  
ただし、本人が父母と絶縁している、父母と死別している、父母ともに行方不明である、父母からのDVから逃れるために別居している等の特別な事情がある場合には、生計維持者は本人となる場合があります。

Q-10 父は単身赴任で別居しており、母は専業主婦で実家にいますが、申請者本人も下宿しています。生計維持者は誰になりますか



生計維持者は、父母となります。生計維持者の判定に同居・別居の有無は問いません。

### 3. 家計基準について

Q-11 家計判断は、どのように行うのですか



原則、生計維持者（原則父母）の住民税課税情報を基に行います。（給付奨学金に関しては、申請者本人を含みます。）  
2025年春の在学採用は、令和6年度住民税課税情報（2023年1月～12月の所得）に基づき、判定がされます。  
ただし、貸与奨学金については、2023年1月2日以降に生計維持者が**転職した場合**には、再審査請求ができる場合があります。詳しくはQ-14を参照してください。

Q-12

Q-11において、家計基準は令和6年度住民税課税情報によるとありますが、その後生計維持者が家計急変が生じています。給付奨学金に申し込むことは可能でしょうか

給付奨学金については、以下のいずれかの事由であれば、家計急変採用に申し込むことができる場合があります。

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
- ②生計維持者が非自発的失職した場合（自己都合による退職、定年退職（役職定年等含む）は対象外となります。）
- ③生計維持者が事故又は病気により、3ヶ月以上就労困難な場合、等の状況が生じた場合

2024年4月以前の進学者：当該事由が発生後3ヶ月以内に申し込む必要があります。

2025年4月進学者：2023年1月以降2025年3月までの事由が対象となり、進学後3ヶ月以内に申し込む必要があります。

特に在学者はスカラネットへの入力日付が、支援開始基準となりますので、手続きにはご注意ください。

既に、給付奨学生に採用されている場合には、改めて申請はできませんが、支援区分の見直し等を希望される場合には、奨学掛まで申し出てください。

また、申込時点で事由が解消されている場合には、申し込むことはできません。

該当事例がある場合には、**必ず事前に奨学掛までメールにて問合せ願います。**

Q-13

Q-11において、家計基準は令和6年度住民税課税情報によるとありますが、その後生計維持者が家計急変が生じています。貸与奨学金に申し込むことは可能でしょうか

貸与奨学金については、以下のいずれかの事由であれば、緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に申し込むことができる場合があります。

該当する主な事由は下記のとおりです。

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
- ②生計維持者が失職した場合（給付と異なり失職理由は問いません。）
- ③生計維持者が事故又は病気により、事故・病気等により就労困難な場合（※収入減少）
- ④同一生計の家族が、事故・病気等となり家計急変（※支出増大）等

2024年4月以前の進学者：当該事由が発生後12ヶ月以内に申し込む必要があります。

2025年4月進学者：2023年1月以降2025年3月までの事由が対象となり、進学後3ヶ月以内に申し込む必要があります。

転職については、Q-14を参照してください。

申込時点で事由が解消されている場合には、申し込むことはできません。

該当事例がある場合には、**必ず事前に奨学掛までメールにて問合せ願います。**

Q-14 貸与奨学金を希望しているのですが、生計維持者が2023年1月2日以降**転職**しました。この場合、どうなりますか。



2025年の春の在学採用では、家計基準については2024年（令和6）年度の課税情報となる2023年1月～12月の所得で判定されます。ただし、2023年1月2日以降に生計維持者が転職し、所得が減少している場合で通常の所得判定で第一希望の申込区分の奨学金に不採用となる場合には、収入が減少した証明書類を提出することで、再審査を希望することができます。

再審査を希望する場合には、スカラネット申請時に「再審査希望」としてください。

- (1) 2023年1月2日以降に生計維持者が転職し、転職によって収入が減少した場合  
(転職には、同一会社内で勤務形態の変更を含みます。)
- (2) 住民税課税情報に基づいて選考した結果、第一希望の申込区分の奨学金種別の家計基準を満たさなかった場合

ただし、上記のとおり、一旦通常の選考を行い、その後関係書類を日本学生支援機構に提出し、審査を受けるため、最終的な結果が判明するのは大幅に遅れます。なお、再審査制度があるのは、「貸与奨学金」のみとなります。

Q-15 貸与奨学金を希望しているのですが、生計維持者が退職しました。この場合、どうなりますか。



2025年の春の在学採用では、家計基準については2024年（令和6）年度の課税情報となる2023年1月～12月の所得で判定されます。

ただし、以下の場合には、緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）で申し込むことが可能です。

**（通常の家計基準の審査で問題ない場合には、通常の在学採用で申し込んでも問題ありません。）**

- (1) 2024年4月以前進学者：事由発生から12ヶ月以内 家計急変事由発生：2024年6月30日→スカラネット申込期限：2025年6月30日
- (2) 2025年4月進学者：事由発生日が2023年1月～2025年3月

なお、緊急採用・応急採用は通常の在学採用と比して、採用手続きに時間を要しますので、ご注意ください。

緊急採用・応急採用での申請を希望する場合には、学生課奨学掛まで事前に相談してください。

#### 4. 多子世帯における授業料免除について

Q-16 多子世帯に該当しますが、授業料免除を受けるにはどのように手続きを行えばいいでしょうか

多子世帯における授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度という制度によって行われます。こちらは、授業料免除と給付奨学金支給がセットになっているのですが、通常日本学生支援機構の給付奨学金に申し込むことで、その支援区分に応じて、授業料免除割合と給付奨学金の支給額が決定されます。多子世帯の授業料無償化についても、原則日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、多子世帯の判定を受けて、授業料免除を受けることができるということになります。ただし、多子世帯に該当している場合でも、申請要件を満たさない場合があります。なお、**現在日本学生支援機構の給付奨学金を受給している者については、適格認定（家計）等において、日本学生支援機構で多子世帯の判定を行いますので、改めて、申し込む必要がありません。**

Q-17 多子世帯に該当するはずですが、多子世帯の要件はどうなっていますか

生計維持者（父母等：原則両親）が扶養する子等が3人以上となります。なお、3人の中には、申請者本人が税法上の扶養に含まれることが必要です。扶養する子等は、**生計維持者の子（実子・養子）、生計維持者の年下の親族（弟・妹）となり、一方の生計維持者に扶養されている生計維持者や生計維持者の尊属は含みません。**

多子世帯に該当するかどうかの判定については、日本学生支援機構がマイナンバーにより税情報を収集し行いますが、2025年春の在学採用は、2024年度住民税課税情報となる、2023年12月31日時点での税法上の扶養者数で判定を行います。ただし、2024年1月以降2025年3月までに生計維持者において、①生計維持者に①出生による実子、②里親委託による里子、③特別養子縁組による特別養子、①～③に該当する場合で扶養者が増えた場合には、多子世帯に該当するかどうかの判定を日本学生支援機構で行いますので、奨学掛まで申し出てください。ただし、**この扶養者が増えた場合の事例は①～③からのみであり、扶養に外れていた者が再度扶養者となった場合等他の事例は該当しません。**なお、給付奨学金の支援区分は、令和6年度住民税課税情報となる、2023年1月～12月の所得をもとに判定・決定されます。その支援区分に応じて、給付奨学金が支給されます。

Q-18

2025年3月まで、多子世帯の要件を満たしていましたが、2025年4月に扶養者が就職で扶養から外れた結果、2名となっています。多子世帯の授業料無償化の支援を受けることはできませんか。



2025年春の在学採用の多子世帯の判定については、Q-17のとおり、2024年度住民税課税情報の扶養者をもとに判定されます。ただし、扶養人数の増については、手続きにより判定を変更する場合がありますが、人数減については上記税情報をもとに行います。このため、申請時点で多子世帯の要件を満たしていない場合でも、過去の扶養状況において、多子世帯として認定される可能性があります。この場合、税情報が更新され10月に行われる適格認定（家計）で変更となる期間まで、授業料免除の支援を受けることができます可能性があります。

Q-19

2025年3月に1人出生したため、扶養する子供が3名となりました。2024年度住民税課税情報には扶養者として反映していませんが、多子世帯に申請すれば、授業料無償化の支援対象となりますか。



多子世帯の判定については、Q-17のとおり、2024年度住民税課税情報をもとに判定されます。ただし、扶養人数の増については、申請前月の2025年3月までの増までは対象となります。該当する事例がある場合には、奨学掛までご連絡ください。手続きをすることにより、扶養者と認定され、多子世帯と判定される場合があります。

Q-20

令和6年度の住民税課税情報においては、扶養者は2名でしたが、以前扶養していた者（学生の兄弟等）が事情があり、2024年4月以降に扶養者となり、現在3人となっています。多子世帯としての認定を受けることはできますか。



多子世帯の判定については、Q-17のとおり、2024年度住民税課税情報の扶養者をもとに判定されます。ただし、扶養人数の増については、①生計維持者の①出生による実子、②里親委託による里子、③特別養子縁組による特別養子のみ考慮される場合があります。2025年春採用においては、上記事情により追加された扶養者が多子世帯としての人数として判定されることはありません。ただし、上記事情により課税情報が反映される年度には、多子世帯と認定される可能性はあります。なお、多子世帯等の判定については、日本学生支援機構が行いますので、授業料無償化等の希望がある場合には、日本学生支援機構の給付奨学金に申請してください。



Q-21

民間財団から給付奨学金の支援を受けていますが、多子世帯に該当しています。授業料免除の支援を受けたいのですが、財団の方で給付奨学金の申請不可となっていますが、授業料免除だけ支援を受けることはできますか



民間財団等は、日本学生支援機構の給付奨学金は併給不可となっても、授業料免除の支援は可能となる場合がほとんどです。（詳しくは支援を受けている財団等のホームページ等でご確認ください。）授業料免除の支援を希望する場合、申請時に「給付奨学金の支給の停止を希望する」（スカラネット入力下書き用紙 P6 STEP3 奨学金給付額情報 1（1））を選択して下さい。なお、現在申請手続き中で採否結果が出ていない場合には、そのまま「給付奨学金の支給の停止を希望しない」を選択いただき、併給不可の奨学金を申請中である旨、奨学掛まで、申し出てください。

Q-22

多子世帯に該当していますが、授業料無償化の支援を受けられない場合といった場合はどういった事例でしょうか



多子世帯の授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度において、実施される制度となります。

主な対象外となる事例は、以下のとおりです。

- (1) 本学進学前に他大学において、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）の支援を受けたことがあり、かつ編入学ではなく新規入学者として入学した者（編入学者は含みません。）
- (2) 高等学校卒業後、2年を越えて、本学に進学した者（他大学で高等教育の修学支援新制度を受けていない場合でも、同じ期間となります。）
- (3) 過去の適格認定において、廃止処分を受けた者
- (4) 学業における適格認定において、2回連続警告を受け、2回目の警告事由が、GPA下位1/4のみに該当することにより「停止」となっている者
- (5) 最短修業年限（休学期間を除く）を越えて在籍している者、最短修業年限（休学期間を除く）で卒業できないことが確定した者
- (6) 2025年度から見直される、資産要件で対象外となる者 等

Q-23

多子世帯に該当していますが、多子世帯として認定された場合は、継続して授業料無償化となりますか



多子世帯の授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度において、実施される制度となります。

高等教育の修学支援新制度においては、(1) 適格認定（家計）が毎年10月、(2) 適格認定（学業）が毎年年度末に実施されます。

(1) については、多子世帯の要件となる、税法上の扶養者が3名いることの確認が、(2) については、1年間の学業成績が判定されます。

いずれにおいても、それぞれの判定で、適格となる必要があります。特に、(2)での学業判定で、「停止」「廃止」となった場合には、多子世帯であっても、授業料無償化の支援を受けることができないこともありますので、ご注意ください。

## 5. その他奨学金に関する留意事項

Q-24

民間財団から給付奨学金の支援を受けていますが、授業料無償化の支援を受けたいのですが、財団の方で給付奨学金の申請不可となっていますが、授業料無償化だけ支援を受けることはできますか。

民間財団等は、日本学生支援機構の給付奨学金は併給不可となっても、多子世帯における授業料授業料無償化を含む授業料免除の支援は可能となる場合がほとんどです。（詳しくは支援を受けている財団等のHPでご確認ください。）授業料無償化の支援を希望する場合、申請時に「給付奨学金の支給の停止を希望する」（スカラネット入力下書き用紙 P6 STEP3 奨学金給付額情報 1（1））を選択して下さい。なお、現在申請手続き中で採否結果が出ていない場合には、そのまま「給付奨学金の支給の停止を希望しない」を選択いただき、併給不可の奨学金を申請中である旨、奨学掛まで、連絡ください。

Q-25

給付奨学金の申請を希望していますが、第一種奨学金の申請も検討しています。併給調整等はどういったことでしょうか

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。多くの場合は第一種奨学金に採用されていても、貸与額が減額となり、0円となる場合もあります。（多子世帯に該当する場合には、ほぼ0円となります。ただし、給付奨学金の支援区分の見直しが行われ、第Ⅰ～Ⅳ区分のいずれにも非該当、資産要件で対象外となる場合等には復活する可能性があります。

## 6. スカラネット入力後の奨学金の追加

Q-26

当初は、貸与奨学金のみを申し込む予定で、スカラネットに入力し、申請を行いました。後日給付奨学金の申請を行う必要があることが判明しました。この場合、どうしたらいいでしょうか

申請後には、給付奨学金を追加することができませんので、スカラネット入力時期により手続きが異なりますので、学生課奨学掛までご連絡ください。

Q-27

当初は、給付奨学金のみを申し込む予定で、スカラネットに入力し、申請を行いました。後日貸与奨学金の申請を行う必要があることが判明しました。この場合、どうしたらいいでしょうか

申請後には、貸与奨学金を追加することができますが、申請後にはご自身で修正を行うことができません。奨学掛までご連絡ください。なお、スカラネット申請時期によっては、再度手続きを行って頂く必要があります。